

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立今福南保育所		
運営法人名称	社会福祉法人 みおつくし福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 濱上 ひろみ		
定員（利用人数）	110 名		
事業所所在地	〒 536-0003 大阪市城東区今福南4-6-48-100		
電話番号	06 － 6934 － 5098		
FAX番号	06 － 4255 － 3200		
ホームページアドレス	https://hoiku.miotsukushi.or.jp/imafukuminami/		
電子メールアドレス	imafukuminami@vanilla.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	昭和54年10月1日		
職員・従業員数※	正規	15 名	非正規 20 名
専門職員※	保育士19名 栄養士2名 調理師1名 看護師2名		
施設・設備の概要※	[居室] 保育室（0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児）		
	[設備等] 事務室、多目的室、相談室、調理室、休憩室、更衣室（M）（W）、WCなど		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 21 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人の経営理念】

法人設立からまもなく65年にわたり設立の志を継承、時代の変遷とともに多様化する福祉ニーズに積極的に関わり、施設利用者の笑顔あふれる満足感達成のため、職員が一丸となってより質の高い福祉サービスを提供するとともに、地域福祉の信頼ある担い手として、活力ある法人経営を目指します。

【保育理念】

「わかる・できた・たのしい」気持ちを大切に
子ども一人ひとりを大切にする保育を心がけ、どんなことでもいいので、自分の好きを見つけてほしいと願っています。
夢中になれること、楽しいからもう一回やってみたいと思う気持ちをたくさん感じてほしい。そんな保育を志しています。

【保育方針】

1. 都会の中にありながらも、所庭や広い畑を活用し、自然を満喫し食育活動を楽しむ
2. 異年齢児保育やテーマ遊び
3. 素材にこだわった、安全・安心な給食とおやつを提供

【施設・事業所の特徴的な取組】

【広い所庭を利用した保育】

都心部にありながら、南にひらけ日当たりのよい広い所庭を有し、四季折々を通じ、樹木や草花、土や虫など常に自然に触れることができます。集団遊びやごっこ遊び、さまざまな遊具遊びを通じて心身の育成に取り組んでいます。

【こども一人ひとりを大切にしたい保育】

乳児期には育児担当制での人への信頼感を育む保育、幼児期ではテーマ保育を用いて主体性を育てる保育に取り組んでいます。ピラミード保育、異年齢保育を取り入れながら「主体的に活動できる環境づくりに取り組んでいます。

【実体験を重視した食育活動】

菜園活動での水やり等の世話や収穫体験、収穫した野菜を使ってのクッキングなど、食育活動として保育士と調理師・栄養士が一緒になって取り組んでおります。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	2700003
評価実施期間	令和7年8月13日～令和7年12月26日
評価決定年月日	令和7年12月26日
評価調査者（役割）	2101C016（運営管理委員） 2301C023（専門職委員） 2101C013（その他） 2101C015（その他） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

今福南保育所は昭和54年に市立保育所として開所し、長きにわたり公立保育所として地域の子育て支援に取り組んできました。平成16年に社会福祉法人みおつくし会（以下「法人」）に運営委託され、昨年法人委託20周年記念行事を行い、キャラクター「いまふくろう」とともに地域交流を深めています。立地環境は大阪メトロ今福鶴見駅から徒歩10分と利便性が高い都心部にありながら、日当たりがよい南にひらけた広い所庭を有しています。自然に触れながらのびのびした環境での遊びや、菜園活動を生かした食育も行っています。乳児は育児担当制にて人への信頼感を育む保育、幼児はテーマ保育にて主体性を育む保育に取り組んでいます。法人のバックアップのもと福祉人材の確保に取り組み、若手い職員の採用と育成に取り組んでいます。令和6年度から就任した所長は、新たな保育方針「たのしい保育」「たのしく保育」の浸透を目指しています。マニュアルも多く整備され、昨今の保育環境を鑑みた見直しに取り組んでいます。若い職員とベテランの職員の融合で「たのしい保育」「たのしく保育」が伝統ある本所に定着することを期待します。

◆特に評価の高い点

■経営環境の把握と課題への取り組み

本所は行政、私保連等の関係機関、さらに法人を通じて、本所をとりまく経営環境の把握や数値データ入手しています。特に毎年法人理事長ヒアリングあたり、経営課題の把握と分析をしています。令和6年に就任した所長は新たな視点で経営課題とその改善を進めています。

■管理者責任の明確化

法人の決裁規則には所長の専決事項が、人事考課には所長に求められる職務遂行基準を定めています。令和6年度末の職員会議で自らの責務を職員に周知しています。

■職員の質の向上に向けた体制の確立

法人は人事考課制度を整え、目標管理やフィードバック面接、考課スケジュール、職務遂行基準などを定めて実施しています。また法人研修計画や所長による私保連の研修計画を元に職員へ必要と思われる研修の受講を積極的に勧めています。

■プライバシーに配慮した保育

マニュアルにもとづいて、職員はこどものプライバシーに配慮し保育するように努めています。0～3歳児のトイレは扉を閉めると便器等が見えないように配慮し、幼児用のトイレはブースで区切っています。3～5歳児はプールで着替える時はパーテーションで男女に分けています。

■保育所選択のための情報提供

イラストや写真を用いたパンフレットを作成して利用希望者等に配布し、HPやSNS配信でも保育所の情報を提供しています。

■全体的な計画の策定

事業計画に「気候変動により、時期や場所の変更など柔軟に対応しながら環境整備や遊びと経験の場を保障する」ことを重点施策として取り組んでいます。日々こどもが一番大切という意識をもち、こどもの目線に立ち、気持ちに寄り添って保育をしています。

■こどもが心地よく過ごすことのできる環境とこどもの状態に応じた保育
朝の受け入れ時の健康チェックを大切にして、こどもの体調の変化に気づけるようにしています。それぞれの家庭環境を理解して、こども一人ひとりの発達に合わせて関わり、生活習慣を身につけるようにしています。ピラミーデ保育指導(オランダで開発された幼児教育法)を取り入れ、こどもの「自己選択・自己解決」を促し、「自分で考えて決断する力」を育むことを目的とした保育をしています。

■こどもが主体的に活動できる環境、援助
朝の受け入れ時の健康チェックを大切にして、こどもの体調の変化に気づけるようにしています。それぞれの家庭環境を理解して、こども一人ひとりの発達に合わせて関わり、生活習慣を身につけるようにしています。ピラミーデ保育指導(オランダで開発された幼児教育法)を取り入れ、こどもの「自己選択・自己解決」を促し、「自分で考えて決断する力」を育むことを目的とした保育をしています。

■養護と教育の一体的な展開
乳児は、育児担当制保育を行い、いつも決まった保育士が同じ手順で保育することでこどもが安心して過ごせるようにしています。幼児は、主体的に動けるように1日の流れが朝の会で知らされ、帰りの会で1日を振り返る時間を作っています。プランニングボードの取組も少しずつ定着しています。

■子どもの健康管理
こどもの健康管理はマニュアルがあり、毎日アプリで保護者からの健康状態の提出を把握して、受け入れ時の健康チェックを大切にしています。発熱時は、体温、症状などお迎えにくるまでの記録をしています。4歳児は年1回区役所から健康指導があります。

■楽しい食事の提供
季節ごとの給食だよりを発行し、こどもが楽しく食事ができるように、こども一人ひとりに対応した取組を心がけています。4、5歳児はランチルームで、自分で時間配分を考えて食事をする取組をしています。保育所給食の安全性の向上にむけてHACCP手法(食品の安全性を確保する為の衛生管理手法)を導入しています。こどもたちの食の好みや食育の取組などを話し合って食育計画を立て、旬の物や郷土料理を取り入れた給食も提供しています。

◆改善を求められる点

■事業計画の組織的な策定と保護者への周知
事業計画の評価・見直し・策定は職員の参画や意見集約等の組織的な取組が求められます。保護者に対しては保育に関する内容だけでなく、本所の幅広い取組をわかりやすい内容にて周知し、保育実践への理解に取組むことを期待します。

■地域の福祉向上のための取組
地域の各種会合への参加等を通じて、更なる地域の福祉ニーズ等の把握に向けた取組と保育の専門的な福祉サービスのみならず、地域の方々と共にする活動の取組を期待します。

■ヒヤリハットの収集・共有
ヒヤリハットの収集と記録を積極的に行い、情報を職員間で共有して事故を未然に防ぐための取組を期待します。

■保育実践マニュアルの再構築と見直し
組織として作成した保育の実践マニュアルを本所の現状に合わせて再構築しようと取り組んでいます。再構築したマニュアルを職員や保護者の意見や提案を取り入れて、定期的に見直す取組を期待します。

■在園時間を考慮した環境の整備と保育の内容や方法の配慮
安心できる環境づくり、こどもの体調に合わせた休息時間の確保、保育士間の情報伝達の徹底、保護者との連携、安全面への配慮などの取組に期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたび、第三者評価を受審し、外部の専門的かつ客観的な視点から、当保育所の保育内容および運営体制について確認・評価をいただいたことは、今後のより良い保育・運営につながる大変貴重な機会となりました。

「わかる・できた・たのしい」を保育理念に掲げ、子ども一人ひとりを大切にする保育を実践してまいりました。今回の評価で日々の取り組みが一定の成果として認められたものと嬉しく受け止めております。一方で、今後の課題も明確になり、またアンケートにより様々なご意見もいただきました。これらの課題・ご指摘を真摯に受け止め、職員間で共有しそれぞれの役割を迷うことなく担い、具体的な改善へと着実につなげてまいりたいと思います。

評価者の皆様には丁寧に私たちの保育・運営の話を聴いていただき、ご説明いただき、感謝いたします。この第三者評価を一過性のものとしないう、職員一丸で継続的な質の向上に取り組み、今後も地域の皆さまから信頼され、育児のパートナーとしての保育所を、子どもたちが「わかった」「できた」「たのしい」と実感できる保育を、目指してまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	法人は経営理念や経営方針を、ホームページ（以下「HP」）に掲載しており「私たちの宣言」に職員の行動規範を示しています。今福南保育所（以下「本所」）は「保育所のしおり（以下「しおり」）」等に保育理念や保育方針を掲載しています。HPやパンフレットには「一人ひとりを大切にする」という本所の基本姿勢が読み取れます。職員には継続的に職員会議等での周知が図られています。保護者にはしおりや重要事項説明書を通じて入所時に説明しています。保護者会や保護者懇談会等の機会を利用しながら、今後も継続的に周知することを期待します。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	本所は公設民営保育所であり、各種福祉計画の内容やその策定状況を主に区からの通知等にて把握しています。また大阪市私立保育連盟（以下「私保連」）東部ブロックの会議等に参加し、地域福祉の現状や動向を把握しています。施設長（以下「所長」）は法人の施設長会議や保育部会（法人が経営・運営している16の保育園・所の会議）を通じ保育をとりまく動向も把握し、さらには法人事務局長から地域の動向や保育ニーズの状況や経営に関する様々な数値データ入手し把握しています。本所では地域の未就学児への保育体験や行事後の保護者アンケートからもニーズや課題の把握に努めています。さらに担当会計士と定期的に経営分析を行っています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	毎年法人理事長は本所に「事業や人事に関すること」と「決算の見込み」をヒアリングしています。本所はそれに向け事業の実施状況や決算に向けた予算の執行状況等を分析しながら経営課題を把握しています。所長は令和6年に本所に就任しており、約1年本所の課題の把握に努めました。その内容を令和6年度末の職員会議で職員に周知し、現在改善を進めています。老朽化した建物設備の更新や環境整備、人材育成と働きやすい環境づくり、地域交流の促進、職員の役割の明確化と組織体制づくり、職員会議のありかたの見直し等に取り組んでいます。ひきつづき職員への課題の周知と、改善点の理解を促す取組に期待します。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人は、経営する全施設を総括するビジョンを定め、その達成に向け中期計画（5か年計画）を策定しています。そのなかで本所は建物設備等の環境改善が計画されています。法人の中・長期計画には法人全体としての課題や方針を定めていますが、本所もその内容や本所の特色を踏まえ、単年度では解決できない課題を中・長期計画として策定する取組に期待します。本所は環境改善だけでなく、組織体制、保育マニュアルの更新や周知、地域交流等多くの課題を把握しています。さらに所長は「たのしい保育」「たのしく保育」を新たな方針として表明しています。本所らしいビジョンや中・長期計画の策定に職員と共に取り組み、文章化することを期待します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	法人は経営・運営する多くの施設の共通する目標（ビジョン）の達成に向け多くの方針を定めています。その方針に沿い本所は単年度の計画を定めていますが、本所の中・長期計画の内容も含めた単年度の計画策定を期待します。単年度の計画は実施状況を把握しやすい様に決まった書式を毎年採用しています。具体的な成果を文章にし事業計画に記載しています。実施状況の評価をさらに見える化する為に、数値に置き換えた目標設定をすることで、より客観的に実施状況を把握することを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画の実施状況については、法人理事長ヒアリングや事業報告書作成に向け、年末頃から所長が中心に実施状況の把握や評価しています。事業計画は、職員会議にて所長から職員に周知していますが、継続的にその内容の理解を促す取組や、見直しに際する職員の参画と意見集約での再策定に期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	本所は事業計画の主な内容を保護者会会長を通じ保護者会やクラス懇談会にて保護者に説明しています。またアプリ配信を利用し、本所の保育の取組内容を保護者に周知しています。日々の保育のドキュメンテーション（こどもの日中の生活様子の写真）を配信し、保護者の保育への参加も促しています。保育に関する内容だけでなく、本所が取り組む幅広い取組をわかりやすい内容にて周知し、継続的に理解を促す取組に期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	本所は主任を中心に職員のPDCAサイクルの理解とその具体的な実践に取り組んでいます。職員会議で話し合われる内容が、PDCAサイクルのどの位置にあるかを確認しています。主に月案作成会議での取組となっています。定期的な本所全体の自己評価は十分とは言えませんが、令和7年度は本所全体での組織的な取組として、法人主催の「実践研究発表会」に取り組んでいます。「こどもの主体性をはぐくむ保育環境」をテーマに職員参画で保育実践の評価・見直し・改善策を実行し、保育部会でその取組の発表を予定しています。組織的に本所全体のPDCAサイクルに進展させ、定期的な自己評価への取組になることを期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	前コメントのとおり、本所はPDCAサイクルの理解に努めながら職員会議を行い、課題の明確化と職員への周知に努めています。保育部会の「公開保育」や「実践研究発表会」への取組にて課題の共有や改善への具体的な取組も見られます。令和6年に就任した所長は、新たな視点で環境改善、組織体制づくり、会議の在り方、保育マニュアルの見直し、等の多くの課題を明確にし、改善への周知をしています。今回の第三者評価を機に、所長からの改善策のみならず、職員会議等を通じた職員による組織として課題の明確化や改善の実行に期待します。 ※「公開保育」：法人保育部会主催。経営する16の保育所からの担当が、1つの保育所を参観し、取組の評価や課題をまとめ公表し、その内容を相互にフィードバックする取組。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	法人の決裁規則には所長の専決事項が、人事考課には所長に求められる職務遂行基準を定めています。災害時の組織体制として、責任者、避難誘導や安否確認の係、救出救護の係、消火の係、食事の係等を決めています。令和6年に着任した所長は、保育方針「たのしい保育」「たのしく保育」というわかりやすい表現を用いて、こども、保護者、職員が理解を促す取組をしています。令和6年度末の職員会議で自らの責務を職員に周知しており、今後はその浸透に取り組みたいと考えています。園だよりに所長の役割や保育への思いなどを載せて保護者へ伝えていますが、令和8年度にはSNSを使って頻度を上げて取り組みたいと考えています。	

II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法人の規程に内部管理部門の設置、個人情報保護とマイナンバーの管理、コンプライアンス意識の向上と内部管理体制の基本方針やコンプライアンス規定を定めています。職員会議では事務連絡として法人の施設長会議や保育部会からの連絡を伝えています。所長は私保連等からのメールで法令等を把握したり、法人の会議や研修に参加して法令等を把握しています。大阪市からも法令関係の連絡があり、職員へも連絡や事務所内に掲示をしています。法令等を遵守する取組が十分でないことが課題となっています。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	所長は保育の質向上に意欲的で、会議での発言や保育時間での見回り、日々の声掛けを通じて、保育の質向上への理解を深めるように取り組んでいます。また保育の質向上の為には会議の取り組み方が大切と考えており、明確な目的をもった会議の開催を主導しています。職員へは研修や交流会など学びと経験を深める機会や研修を積極的に推奨しています。ただ、保育の質の向上について、職員への理解が十分でないため、今後は職員とのかかわる時間を確保することによる保育の質向上の取組を期待します。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	毎年行っている法人理事長ヒアリングに向けて本所の経営状態（事業、人事、決算の3点）を分析し、業務改善に取り組んでいます。またクラス担当職員を、ベテランと若手の組み合わせにする、など組織体制の見直しに具体的に取り組んでいます。令和8年度にはネットワーク環境を整備し、タブレットの活用等にて、保育業務の実効性をもっと高めたいと考えています。ただ人手の確保が十分でない場合があることや保育現場での取組の優先順位の共有がとれていないことが課題となっています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	福祉人材の確保計画や募集については法人内で作成、管理しています。法人が採用内定した令和8年度の入職者で2名が本所を希望しており、人材の確保ができています。職員の研修計画や育成計画は法人により作成されており、所長も各職員向けに必要な研修を推奨していますが、計画通りに十分に組み合わせていないと考えています。最近は人材確保ができるようになりましたが、若い職員が多いため、今後は職員が長く定着できるような具体的な取組に期待します。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	『法人として「みんなの心得」（基本のキ）』という冊子には、期待する職員像が記載されており、全職員に配り、周知を図っています。法人は職員就業規則を定めて、人事基準は明確にしており、人事考課制度では職能や経験評価の考課等について定めて周知をしています。職員の理解が十分ではありません。今後は人事考課制度の際の面接やヒアリングの機会等に人事基準の理解の促進を期待します。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	所長によるヒアリングや職員へのアンケートにより、職員の就業状況や意向を把握して、その意向に沿うように取り組んでいます。法人では育児・介護休業規則を定めており、所長は有給休暇を取りやすくしたり、人員を増やすことで職員の負担を減らす取組を行っています。職員への相談窓口は法人には設置されていますが、職員へ周知が十分ではありません。ただ所内での職員の相談場所には配慮しています。所長は職員が働きやすい職場環境の実現に意欲的で、今後も継続的な取組に期待します。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	法人は人事考課制度を整え、目標管理やフィードバック面接、考課スケジュール、職務遂行基準などを定めて実施しています。職員は人事考課表に態度、能力、成績等の分野に点数付けや記述を行い、主任や所長による面接、ヒアリングを受けて、次年度への課題を見つけています。本所では若い職員が増えたこともあり、目標を定めた若手の育成の取組が今後の課題となっています。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	法人の研修受講管理手帳には福祉の専門職としての質の高い福祉サービスを還元しますとの経営方針を記載しており、全職員へ配布しています。その中にはキャリアアップの体系、法人の研修体系、受講履歴管理シート、研修報告書があります。法人がたてた研修計画や所長が私保連の研修計画を元に職員へ必要と思われる研修の受講を積極的に勧めていたり、専門性の高い外部講師による園内研修を行っています。ただ研修計画や研修内容の周知が不十分であることや定期的に見直しが行えていないことが課題となっています。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	正規職員の研修への参加は勤務時間扱いで、費用は全て本所が負担をしています。また非正規職員への研修は園内研修やAED研修など受講するように勧めています。所長は法人がたてた研修計画や私保連の研修計画を元に職員へ必要と思われる研修の受講を積極的に勧めています。新採用研修マニュアルを用いて中途採用の職員への研修を行っています。新任職員へのOJTは保育の実践の中で行うこととなっていますが、シフトの必要性から、新任職員を指導する中堅以上職員の配置が厳しく、手厚いOJTの実施が課題となっています。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	私保連のガイドブックをマニュアルとして利用しています。そのマニュアルの中には、実習生の受入れ意義や実習指導について記述しています。本所では専門職種として保育士の養成プログラムを用意しています。所長は実習を受け入れている養成校の懇談会や説明会に参加をして、保育現場の動向を話をしたり、情報交換を行っています。今後は、一般社団法人全国保育士養成協議会からの「保育実習指導者研修テキスト」を参考とした指導者研修等の取組に期待します。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人のHPには事業実施報告や苦情受付状況、苦情受付体制について公開しています。本所のHPには保育理念や保育方針、提供する保育内容、重要事項説明書を公開しており、重要事項説明書には要望・苦情等に関する相談窓口や第三者評価の受審、自己評価の実施状況について記載しています。所長は生野区子育てプラザへ年4回、子育て相談会へ出席したり、区役所での食育ポスターの掲示、市からの委託20周年記念行事等を行い、地域交流を進めるなかで本所の情報を発信しています。現在は法人のSNS活用は十分対応できておらず、地域へのPRが今後の課題となっています。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	法人に内部監査部門を設置しており、数年に一度、内部監査を行っています。また日々の業務を担っている会計事務所により定期的に指導を受けています。更に、日々の業務とは別の会計事務所による監査を受けており、その結果や指導に基づいて経営改善を行っています。今後の取り組みとして内部監査の結果が所内の職員へ情報共有されることを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	保育理念に「多様化する保育ニーズに対応し、保護者や地域への子育て支援を行う」と明文化しています。地域の社会資源や情報は廊下へ張り出したり、SNS等で保護者へ情報提供を行っています。こどもは近くの老人ホームへ毎月1回訪問をして、歌を歌ったりとお年寄りと交流を行っています。本所では保幼小連携・接続推進事業の一環で、所長が小学校を訪問をして情報交換をしたり、こどもが小学校を見学したりしています。ただ地域の行事や活動に参加する際の職員やボランティアが支援する体制が未整備で、今後の取組に期待します。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	本所ではボランティア受入れマニュアルを整備しています。そのマニュアルには意義や受入れ手順、配慮などを記載しています。地域の中学校2校からの職場体験学習を受け入れており、年2回程度実施していたり、職員の中学生のこどもをボランティアとして受け入れてしています。こどもとの交流を図る視点等で必要な研修を行うことが大切ですので、今後はボランティアへの研修、支援の取組を期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	子育てファイルには関係機関や団体など社会資源のリストを記載しており、職員会議等で情報共有を行っています。また私保連のブロック会議等で得た地域の情報は保育所内で共有するようにしています。区の子育て支援室とはその都度連絡をしていたり、虐待が疑われるこどもがいる場合にはこども相談センターとその都度連携をとっています。最近では、療育機関を利用することも増えて、連絡を取り合い連携をとっています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	所長は私保連東ブロック会議への参加、子育て支援事業や子育て相談への参加、地域の老人ホームへの訪問を通じて、地域の福祉ニーズ等の把握に取り組んでいます。また町内会や地域の社会福祉協議会などの会議に参加はできていませんが、会議録を読んで地域の福祉ニーズ等の把握に努めています。今後は地域の各種会合への参加等を通じて、更なる地域の福祉ニーズ等の把握に向けた取組を期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	子育て支援事業として「にこにこ広場」を実施しており、乳幼児を対象に毎月1時間程度、所庭を開放して、戸外遊びなどを行い、保育所の秋祭りへの参加を勧めたりしています。また月1回程度、子育て相談を行っていたり、保育所周辺や近場の公園の地域清掃活動に参加しています。ただ、社会還元や地域交流にもっと取組みたいと考えており、今後は保育の専門的な福祉サービスのみならず、地域の方々と共にする更なる活動の取組を期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	法人の経営理念・方針に個人の尊厳の保持や人権尊重の努めを明記し、法人保育部会の事業計画にはこどもの最善の利益を追求すること明記しています。さらに本所の運営規定に児童の権利擁護や保育にあたっての注意を記載するとともに、保育の実施全般を記した「みんなの心得」（基本のキ）を全職員に配布し、周知しています。法人研修や外部研修で理解を深め、職員会議や保育現場でその実践を確認をしています。保護者には、こうした方針を記した「しおり」を配布し、懇談会等でも説明しています。ただ職員によって対応に温度差があり、さらなる想いの共有と実践の徹底を期待します。	

	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	法人のマニュアルにもとづいて、職員はこどものプライバシーに配慮しています。乳児保育室に隣接する便所は、扉の上部のみ透明ガラスにして便器等が外から見えないように配慮し、幼児用便所はブースで区切っています。幼児のプール遊びでは着替える際、パーテーションで男女別にしています。こどもには絵本を使ってプライベートゾーン等を分かり易く伝えています。保護者には入所時に本所の取組を説明したうえで男性保育士の関りかたについても意向を確認しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	写真やイラストと優しい言葉使いを用いて本所を紹介したパンフレットを作成し、市役所や子育て支援センターに配布しています。HPやSNS配信でも本所の紹介をしています。利用希望者や見学等の希望者については主任や所長が丁寧に対応しています。パンフレットやしおりの見直しは適宜行っていますが、今後は定期的なHP更新やSNS配信を期待します。	
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始時には法人で統一した「保育利用時間申請書」を用いて保護者の意向等を把握しています。また、開始時に限らず、進級等においても保育内容等を分かり易く説明した「しおり」と「重要事項説明書」を用いて説明を行い、保護者の同意を確認しています。特に配慮が必要な場合は個別に説明する等、保護者の特性等に合わせて丁寧に対応をしています。	
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所等を変更する時は変更先の保育所や幼稚園等に引継ぎを行っています。利用が終了する際に、相談方法等を記載した文書は渡していませんが、「いつでも何かあってもなくても話しにきてください」と口頭で伝えています。相談窓口や担当者は特に設けていませんが、担当していた職員や所長等が対応しています。卒園したこどもや退所したこどもが参加できる「1年生の集い」や「秋祭り」を開催するなど、本所を離れた後も、こどもや保護者等との繋がりを大切にしています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	職員は日々の保育において、こどもの言葉や表情等からこどもの気持ちを把握するように努めています。保護者に対しては、行事後にアプリを利用して行事の感想・意見を聞くとともに、匿名のアンケートで行事以外の意見も把握しています。職員は保護者会には出席していませんが、年に一回の個別面談や、年に2回行う保育参観後の懇談会等で意見等を聴取しています。アンケート等を分析・検討する担当部署は設置していませんが、職員会議等で検討し、必要に応じて保育の改善に反映しています。今後は、全職員が仕組みを共有することを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の受付担当（主任）、解決責任者（所長）、第三者委員（法人監事2名）を重要事項説明書に記して保護者に配布するとともに、通用門道路側に掲示しています。職員は、保護者等からの苦情があった際は主任や所長に報告し、組織として検討したうえで対応策をフィードバックしています。苦情の内容と解決結果等は主任が記録し、年間の苦情報告を法人のHPで公表しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	苦情の受付や相談方法についての体制とその周知は前項で記した通りです。職員は日常的に保護者等との送迎時のコミュにケーションに努めて相談しやすい関係づくりを心がけています。相談や意見は保護者等が職員に直接伝える事が多く、相談を受けた場合は主任や所長に伝えて、相談内容に応じてフリースペースその他の場所を適切に利用しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は保護者が相談や意見を述べやすいように配慮し、相談や意見を受けた時は主任や所長に報告し迅速に対応するよう心がけています。相談や意見を受けた職員が記録をし、職員会議で伝えていますが、全ての職員による共通認識は十分ではなく、マニュアルの活用も十分できていない状況です。職員が意見を出し合っ てマニュアルの見直しに取り組んでいる過程です。見直したマニュアルを活用し、情報を共有するための積極的・協同的な取組を期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	法人にリスクマネジメント委員会を設置し、各事業所の責任者を所長としています。法人の委員会では事故防止に関する研修を行い、誤嚥・誤食、SIDS、水の事故のシュミレーション訓練を行う等、安心・安全な保育を目指し、事故防止と発生時対応マニュアル等を整えています。本所における現状に合わせたマニュアルの見直しと、その周知徹底に取り組んでいるところです。今後は、ヒヤリハットの記録を徹底して、職員間で意識を共有して事故を未然に防ぐ取り組みを期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症の対応マニュアル等を作成し、職員は看護師より適宜助言を受けています。感染症の予防や安全確保について定期的ではありませんが職員会議で取り上げて、予防と発生時の対応を適切に実施しています。感染症にかかる情報等を保護者に迅速に情報を伝えたい場合はアプリで配信を行っています。今後は玩具の消毒を行った後に消毒液を補充する等、基本的な環境を整える取組の習慣化が課題になっています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	「災害時ガイドライン」や「避難確保計画」を作成して、や災害発生時の役割分担・連絡網、こどもの引継ぎ手順を整えています。毎月、住宅管理センターや消防署とも連携して地震・火災、月によっては津波や不審者侵入を想定した訓練を行っています。災害時の安否確認にＩＣＴの活用を検討しています。避難時のアレルギーの事故防止に、アレルギー名を記したゼッケンを付けたビブスを用意しています。各室に非常用持ち指し袋を具えているほか、備蓄リストを作成して、アレルギーにも配慮した３日分の備えがありますが、備蓄状況の確認と計画的な補充の仕組みが今後の課題となっています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	職員によるばらつきを避けるために、また組織として保育に一定水準の質を保てるよう、保育実践マニュアルを作成しています。マニュアルには写真や図式を挿入するなどわかりやすく使いやすい工夫が見られます。研修や個別の指導、職員会議等でマニュアルの周知を図り、職員によってばらつきがないように努めています。ただ、令和6年に着任した所長は、近年多数の職員が入れ替わったことも踏まえて、本所の特性に相應しい体系のマニュアルを職員と共に再構築しようとしています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	前項のコメントで述べたように、組織として一定水準の保育の質を保てるように作成した保育実践マニュアルを本所の体制に相應しいマニュアルとするために、主任が中心になって職員の意見を取り入れて再構築に取り組んでいるところです。職員と共に再構築する本所のマニュアルには保護者等の意見も取り入れて、保育実践の状況を踏まえつつ、定期的に見直す仕組みの構築を期待します。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	0～2歳児および要支援児の指導計画は所長を責任者として、必要があれば調理担当の栄養士などの専門職や、ケースによれば療育機関の担当者等、外部の関係者も参加してアセスメントを行い、作成しています。作成の手順は定めませんが、職員は保護者等の意向も把握して、一人ひとりの状況に合わせて作成しています。今後は、担当職員だけでなく、全職員がアセスメント内容や計画の趣旨を共有して、職員全員で保育の提供を行うことを期待します。	

Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	職員会議（月案会議）を実施し、定期的に個別指導計画に基づく保育実践の状況を振り返っています。変更した指導計画の内容は職員会議等で関係職員に周知していますが、緊急に変更する場合のしくみは整備されてません。今後は、担当職員だけでなく、全職員による評価・分析を経て、指導計画の趣旨と実施状況を共有しつつ、指導計画に反映していくことを期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	保育の実施状況を統一した書式で記録しています。記録する職員によって書き方になるべく差異が生じないように、職員会議等で指導し、記録による情報を共有できるように努めています。所長の就任後、記録や情報の置き場所を定め、本所内で情報の流れを明確にして必要な情報が的確に届くように、情報を共有するための仕組みを整えている過程です。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	法人の「職員就業規則集」に個人情報保護規程を定め、職員に配布している「みんなの心得～基本のキ～」の個人情報の取り扱いの項目で解説しています。保護者に対しては「しおり」で個人情報の使用について記載し、「重要事項説明書」を用いて説明を行い個人情報使用同意書を得ています。記録管理の責任者を所長として、個人情報の持ち出し禁止のルールを徹底し、鍵付きのロッカーに保存していますが、所長は守秘義務に対する認識を職員間で共有することが必要だと考えています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１ 保育内容		
A－１－（１） 全体的な計画の作成		
A－１－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	全体的な計画は、所長、主任、主担が現場意見を取り入れて作成し、職員全員に共有しています。全体的な計画は各クラス、年間カリキュラム、月案、週案と一緒にファイルに保管しています。保育理念、保育目標、保育方針を意識して「わかる・できた・楽しい」気持ちを大切に、保育をしています。今後は全体的な計画の見直しは、保育に関わる職員が全員参画して定期的に行い、次の作成に生かしていきたいと考えています。	
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－１－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	室内の温度、換気、採光、音などの環境は、職員一人ひとりが気を付けて常に適切な状態を維持しています。また事業計画に「気候変動により、時期や場所の変更など柔軟に対応しながら環境整備や遊びと経験の場を保障する」ことを重点施策として取り組んでいます。乳児クラスはこどもに応じた環境の取組を統一していますが、幼児クラスになるとクラスにより環境の整備に差ができてしまうことがあります。マニュアルは細かくわかりやすく整備していますので、職員はその重要性を理解し共通意識をもつためにもマニュアル活用取組に期待します。	
A－１－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	日々こどもが一番大切という意識をもち保育をしています。こどもの目線に立ち、表情をくみとり、こどもの気持ちに寄り添って言葉かけをするようにしています。こども一人ひとりを大切に思い、コミュニケーション図ってスキンシップをたくさんとるようにしています。声の大きさに気をつけて、こどものわかりやすい言葉を選んで、気持ちをくみとるように心がけています。こどもには優しく接するように配慮し、職員は常に自分の気持ちの安定を図るように意識して、こどもに対応していくことを課題として取り組んでいます。	
A－１－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	朝の受け入れ時の健康チェックを大切にして、こどもの体調の変化に気づけるようにしています。入所時の面談の記録を基に、それぞれの家庭環境を理解して、こども一人ひとりの発達に合わせて関わり、生活習慣を身につけるようにしています。乳児クラスでは、生活面において担当以外の保育士も同じ様に関われるよう手順のマニュアルを整備しています。保護者には行事ごとにアンケートをとり、家庭と本所が連携して一貫した保育をすることを心がけています。	
A－１－（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	ピラミード保育指導(オランダで開発された幼児教育法)を取り入れ、こどもの「自己選択・自己解決」を促し、「自分で考えて決断する力」を育むことを目的とした保育をしています。令和7年度の法人「研究実践発表会」に向けて、「主体的に活動できる環境づくり」をテーマに掲げています。その一つとしてプランニングボード(園内の遊びのコーナーを写真で示してこどもが自分の名札を貼って遊びを選び、主体的な遊びを促すための道具)を使用し、自立性を育む保育の取り組みをしています。地域交流として老人施設の交流があります。また公共交通機関を利用した遠足でも地域の人との関わりを意識しています。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	育児担当制保育をしています。特定の保育士が関わる事でこどもが安心して過ごし、他の保育士との関係も構築できるように働きかけています。家庭的なゆったりとした応答的な関わりを心がけ、こどもに安心感を持たせるようにしています。保護者には、こどもの様子や成長について毎日の連絡帳にエピソードを記入し、ドキュメンテーションなどで日頃の姿を個人情報に配慮しながら伝えていきます。こどもの発達過程に応じて見通しをもち必要な保育ができるようにマニュアルを整備していますが、保育士の0歳児の保育経験により違いが出てくるので、積極的にマニュアルを確認することを今後の課題として取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	育児担当制保育を行い、いつも決まった保育士が同じ手順で保育することでこどもが安心して過ごせるようにしています。担当保育士が休みの場合も代わりになる保育士が同じ手順で対応することで、こどもが戸惑わないように配慮しています。小人数で関わることでこどもとの関係性もよく、グループの枠を超えて子どもを見守る体制も整っています。こどもの成長に合わせて玩具を変えたり、コーナー遊びの工夫をしています。イヤイヤ期を考慮し、無理強いせず、待ったり、動けるような声かけを心がけていますが、保育の経験により保育に差が生じてしまうので、クラスで共有し統一を図ることを今後の課題と考えて取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3、4、5歳児は、主体的に動けるように1日の流れが朝の会で知らされ、帰りの会で1日を振り返る時間を作っています。プランニングボードの取組も少しずつ定着しています。初めての遊びをする時には、保育士が遊び方や使い方を知らせ、ルールが定着するまで一緒に遊ぼうということは周知しています。敬老の日に向けて、門の横にある掲示板に「敬老ねぎらい展」と称してこどもたちの作品を飾って感謝の気持ちを伝える取組を行っています。4、5歳児のコーナー遊びは、発達に応じて季節に応じたものを取り入れるなどの工夫が必要だと考えています。クラスにより整理整頓に差が生じるのでマニュアルの活用など保育士全員が意識していく取組を期待します。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	気になるこどもや支援が必要なこどもには、経過記録に記入し保護者とは個別ノートを使って課題の共有を図り、やりとりをしています。障がいのあるこどもに関わる保育士は、研修に行き知識や情報を得て会議で報告しています。支援が必要なこどもに加配保育士がついていますが、クラス全体のサポートになってしまふことがあるので、指導計画に基づき、こどもの対応をしていくように職員の共通理解と信頼関係の構築に取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	引継ぎは各クラスボードに記入し口頭でも確認し、伝い忘れやもれがないように気をつけています。長時間保育の過ごし方は時間により分かれており、各年齢により遊びの工夫をし怪我のないように過ごしています。合同保育になる時は、保育士が臨機応変に対応できるように心がけていますが、十分ではない事もあります。今後は、安心できる環境づくり、こどもの体調に合わせた休息時間の確保、保育士間の情報伝達の徹底、保護者との連携、安全面への配慮などの取組に期待します。	

	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	小学校にむけては、日頃から保育の中で学校ごっこをしたり、小学校生活の絵本をみたりしています。また地域の小学校まで散歩で歩いたり、小学校で生徒や先生と交流したりする機会を作っています。卒園前には保育要録を渡し、保育士と小学校教員との意見交換や見学会など就学に向けた小学校との連携を図っています。保護者には個人懇談やクラス懇談で小学校にむけての話を伝えています。また兄弟関係がいる保護者の体験談も共有できるように取組をしています。今後は5歳児の担任以外にも意識がむけられるよう外部研修などの取組を期待します。	
A-1-(3) 健康管理		
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	こどもの健康管理はマニュアルがあり、毎日アプリで保護者からの健康状態の提出を把握しています。また受け入れ時の健康チェックを大切にしています。(こどもの様子を見て、いつもと様子が違うなど気づけるように心がけています。)発熱時は、体温、症状などお迎えにくるまでの記録をしています。保護者にはSIDS(乳幼児突然死症候群)について、しおりや入園時の説明会で情報提供をしています。今後はSIDSに関する掲示をするなどの取組に期待します。	
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診、歯科健診へむけて事前に怖がったり、嫌がったりしないように遊びの中で取り組んでいます。健康診断結果は保護者には、アプリで配信したり、個別に知らせたりしています。食事後は年齢に応じてお茶を飲んだり、うがいをするなど口の中を清潔にしています。4歳児は年1回区役所から健康指導があります。(年度により異なり、睡眠、歯みがき、朝食についてなどのお話)	
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー児に対しては、医師の指示書のもと、担任と栄養士で食事の進め方を話し合っています。毎月のアレルギー会議で職員に周知し、共有しています。アレルギー児の給食は座席を指定して、トレーにネームプレートと除去をする食材を記載して提供しています。保護者には、入園時にアレルギー児に対応した食事を提供している事を説明して、理解を得ています。	
A-1-(4) 食事		
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	こどもが楽しく食事ができるように、こども一人ひとりに対応した取組を心がけています。また季節ごとの給食だよりを発行しています。安全面や衛生面に配慮して、エプロンや口拭きは、サブスクを利用しています。旬の食材を収穫して食育やクッキングをしたりするので、苦手なものも口に入れてみようとする姿も見られ、食べれるようになってきています。提供した給食、おやつは、サンプルケースに入れて展示しています。4、5歳児はランチルームで、自分で時間配分を考えて食事をする取組をしています。まだ定着はしていないので、急がせたりしてしまう事もあるので、保育士が共通認識を持ち意識してランチタイムの取組をしていく事を課題としています。	
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	保育所給食の安全性の向上にむけてHACCP手法(食品の安全性を確保する為の衛生管理手法)を導入しています。毎月、給食会議を行い、こどもたちの食の好みや食育の取組などを話し合い食育計画を立てています。旬の物や郷土料理を取り入れた給食を提供しています。調理員、栄養士もクラスに入りこどもたちと一緒に食事をする機会を設けて、こどもたちの様子を把握しています。区役所からの依頼で食育ポスター(クッキングの様子など)を区役所に掲示して、地域の方々に知ってもらう活動に参加しています。また秋祭りではこどもに人気のおやつを提供しています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	0・1歳児の保護者とは日々の連絡帳での情報共有を行い、本所での過ごし方や家庭での状況の把握に努めています。日々の保育内容を職員室横のボードに掲示し保護者に保育内容を伝え、アプリを活用してドキュメンテーションを配信しています。行事や保護者参観にてこどもの成長を観る機会を設けています。記録が必要な保護者とのやりとりは、保育日誌に記入するとともにメモを作成して児童票に添付し職員間で情報共有しています。	
A-2-（2） 保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	職員はこどもの登降園時に保護者とのコミュニケーションを大切にしており、日々の様子に変化がないかを観察し、いつでも相談に応じられるよう心掛けています。連絡帳の文面からも保護者の様子の変化がないか把握に努めています。希望する保護者には個人懇談を実施し、保護者の意見を聞く機会を設けています。本所の特徴として保護者会があり、本所と保護者を相互に支援する組織体制ができています。保護者からの相談があった場合は、適切な対応ができるように職員は主任や園長に報告し共に対応します。対応を要する相談内容は職員会議にて共有し記録しています。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
（コメント）	気になるこどもへのコミュニケーションに努め、特に着替えの時には体の状態の把握をしています。職員は、日々気になるこどもの保護者の様子や変化の把握と、職員間での情報共有に努めています。虐待防止マニュアルを整備し、こども家庭庁や大阪府市の児童虐待対応マニュアル等も職員に周知しています。職員は法人や私保連等の研修にて虐待等権利侵害への対応や通報に関する知識の習得に努めており、必要時には区役所の担当やこども相談センターとの連携を図っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		b
(コメント)	職員会議ではPDCAサイクルを意識した保育実践の振り返りを行い、職員それぞれも保育実践の振り返りを行っています。人事考課時の目標管理シート作成時に職員は保育実践への自己評価や振り返りを行っています。今後は定められた保育士の自己評価表の活用や、その評価内容を職員間で共有しながら本所全体の自己評価に繋げる取組を期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	不適切な対応の防止については、本所の就業規定、運営規定内の児童の権利擁護、保育にあたっての注意等に記載されています。職員は私保連や法人の定期的な研修を受講し、不適切な保育の防止に努めており、職員会議にてその周知に取り組んでいます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	88人（世帯数）
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果（概要）

子どもたちの全員が保育所で楽しく過ごしており、保護者の97%がここに入れて良かったと回答しています。保育所の方針や職員の態度、保育内容その他各項では、24項目中11項目で90%以上の高い肯定率を示しており、全体的に保護者から厚い信頼を寄せられていることがうかがえます。

良いところとしては、先生方が明るく、クラスを超えて子ども一人ひとりに関わってくれている点や、全体の雰囲気良くて、なにより子どもが楽しんで通所している点が高評価につながっています。

保育内容としては、異年齢交流を通じた社会性の発達、都会のなかでは広い所庭を生かした外遊びや、野菜の栽培を通じた食育と給食内容、体験重視ののびのびと過ごせる保育環境などが評価されています。また、アプリを利用した保護者への迅速な発信も好評です。

保育所への要望としては、参観日や行事を増やして普段の様子をもっと知りたいという思いが多く見られます。また、連絡の統一性や行事のあり方（曜日や場所）への注文、先生による態度・伝え方の違いを指摘する声なども散見されます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等